

犬を飼っている皆さまへ

最近、犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。飼い犬が他の人に危害を加えたり、損害を与えたりすると、飼い主が罪に問われる場合があります。「うちの犬は大丈夫」と油断することなく、日ごろから飼い犬の適正な飼育を心がけてください。

家庭では

犬の放し飼いは禁止されています。家の敷地内であっても、来訪者に飛びかかったりすると危険ですので、リード等でつないでおくか柵で囲うようにしてください。また、飼い犬が無駄に吠えると近所迷惑になりますので、適切な「しつけ」も行ってください。

犬がいなくなったら

飼い犬がいなくなった場合は、役場や保健所で保護している場合がありますので、すぐに役場へ連絡をしてください。

狂犬病予防注射

5月に狂犬病予防集合注射を実施しましたが、注射を受け忘れた方は、10月にも実施しますので忘れずに受けさせてください。

飼い犬の登録を

犬を飼う場合は、町への登録が必要です。新しく犬を飼う場合や、転入・転出があった場合も登録が必要になります。また、犬が死亡した場合や、飼い主が変わった場合も必ず届出を行ってください。

散歩のときは

犬の動きが制御できるように、必ずリード等でつないで散歩させてください。散歩中に犬を放すと、道路に飛び出したり他の人や犬に飛びかかったりして、大変危険です。また、犬のフンを放置すると、不衛生だけでなく近所迷惑になりますので、持ち帰って処分するようにしてください。



お問い合わせ
環境水道課 電話：72-4002

平成27年度身体障がい者(児) 巡回相談について

身体障がい者(児)を対象に、下記の日程で巡回相談が行われます。

記

日 時：平成27年8月19日(水)
受 付：午後1時から午後2時まで
場 所：山都町清和保健センター
実 施 機 関：熊本県福祉総合相談所
協力医療機関：高田整形外科クリニック
相 談 内 容：補装具に関する相談及び判定(肢体不自由関係)障がい福祉サービス利用に関する相談

相談をご希望の方は、事前に予約が必要となりますので、平成27年8月14日(金)までに山都町役場健康福祉課もしくは各総合支所健康福祉課までお申し込みください。(電話での申し込みも可能です。)

【本庁健康福祉課】☎72-1229
【清和総合支所健康福祉課】☎82-2111
【蘇陽総合支所健康福祉課】☎83-1111

労働保険年度更新のお知らせ

平成27年度の労働保険年度更新手続は6月1日から7月10日までです。

今年度の労働保険(労災保険・雇用保険の総称)の申告・納付の期間は6月1日から7月10日までとなっております。労働保険料は熊本労働局総務部労働保険徴収室又は県内最寄りの労働基準監督署、若しくは日本銀行歳入代理店の金融機関又は郵便局(ただし、口座振替のご利用者を除く。)で申告・納付してください。

また、6月29日から7月9日にかけて県内各地で開催する集合受付会場においても申告することができます(納付は申告後、日本銀行歳入代理店の金融機関又は郵便局で行っていただきます。)。集合受付会場の日程等は事業主の皆様へ送付する申告書に同封の「熊本労働局からのお知らせ」で御確認ください。

なお、労働保険料を申告される際には、「労働保険概算・確定保険料申告書」に必要事項を記入の上御持参ください。

年度更新手続を怠りますと、「国」が職権で申告納付すべき正しい労働保険料の額を決定した上で追徴金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告・納付されますようお願いいたします。

労働保険は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合(パートやアルバイトの方を含む。)は、必ず加入しなければならない制度です。労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続を済まされていない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク(公共職業安定所)に御相談の上、速やかに加入されますようお願いいたします。

【年度更新申告書】の記載方法についてのお問い合わせは、

コールセンター 電話 0120-949-732

その他「年度更新」については、

熊本労働局総務部 労働保険徴収室 電話 096-211-1702

又は最寄りの労働基準監督署までお願いいたします。